

2. 地盤沈下対策対象範囲の決定根拠

「集団移転地文殊団地にに関する技術調査会」の報告、水没移転者である文殊地区の住民への意向調査を踏まえ、移転対策等からなる地盤沈下対策に取り組んでおり、その対象範囲は地盤沈下の原因である高有機質土の分布する範囲とした。

1. 対策の基本

《対策対象範囲》

地盤沈下の原因である高有機質土の分布する範囲

《対策内容》

- ①移転対策
- ②地盤改良等による対策

2. 対策対象範囲の決定

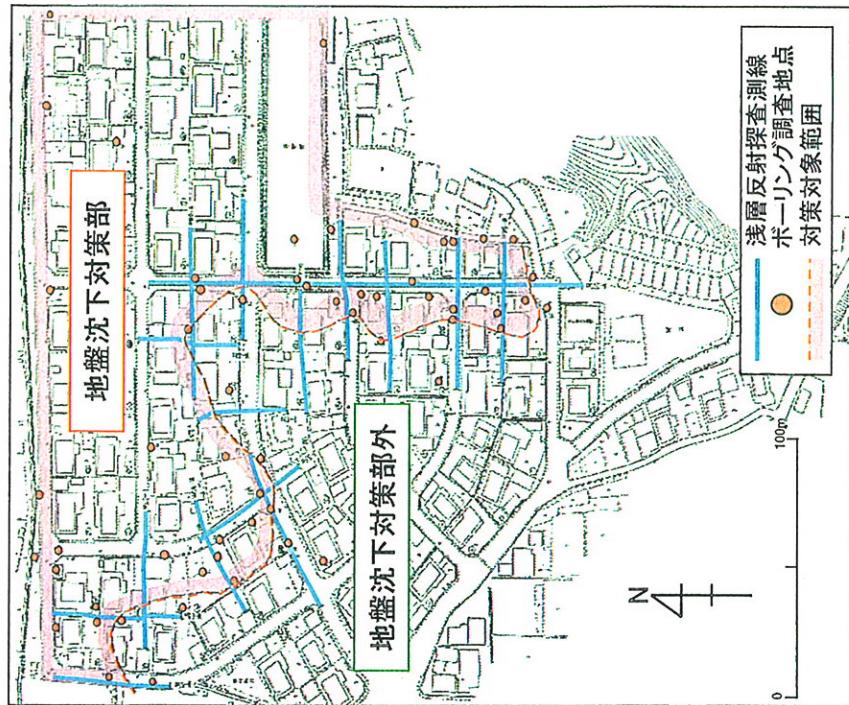
①地質調査結果（59本）

- ・造成時ボーリングデータ（11本）
- ・追加ボーリング調査（48本）

②浅層反射探査（16測線）

③造成以前の地形（昭和23年撮影の航空写真等）

④動態観測調査結果（昭和63年から実施）



文殊地区の地盤の状況

宅地造成に先立つて昭和54・55年度に実施した地質調査によれば、文殊地区の地盤には軟弱層が5～22mと厚く堆積し、この軟弱層には有機質土が含まれていた。地盤沈下対策部においては、この高有機質土による二次圧密に起因して地盤沈下が生じた。

地質断面図（アーア'断面）

